

内灘町長

移住支援金交付申請書

内灘町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏 名			年 月 日
住 所			
メールアドレス		電話 番号	

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯				
世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人		(左記の内、18歳未満人数) 人					
移住支援金の種類		就業		テレワーク		関係人口		起業

3 各種確認事項（該当する欄に○をつけてください）※

申請日から5年以上継続して、内灘町に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
申請者及び世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと		A. 該当する		B. 該当しない
【「就業(一般)」「就業(専門人材)」に該当】 就業する前に、いしかわ就職・定住総合サポートセンター(ILAC)による就職相談や移住相談などのマッチング支援を受け、5年以上継続して勤務する意思を有している者であること		A. 該当する		B. 該当しない
【「就業(一般)」「就業(専門人材)」に該当】 就業先の法人等の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
【「就業(専門人材)」に該当】 プロフェッショナル人材の定義に該当し、離職することが前提でないこと		A. 該当する		B. 該当しない
【「テレワーク」に該当】 内灘町への移住意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
【「テレワーク」に該当】 内灘町を生活の本拠として移住元での業務を引き続き行っており、また、地方創生テレワーク交付金を活用した取り組みによる資金提供を受けていないこと		A. 該当する		B. 該当しない
【「関係人口」に該当】 内灘町が明確化する関係人口の要件を満たす関わりについて		A. 関わりがある		B. 関わりはない

※ 各種確認事項の「B」に1つでも該当する場合は、移住支援金の支給対象となりません。
 なお、該当しない確認項目については、記載不要となります。
 ※ (就業の場合) イシカワノオト (<https://ishikawa-note.jp/work/>) に掲載している移住支援金対象求人への就業である必要があります。

4 転入元の住所

住 所	
-----	--

5 【東京23区外から東京23区内に、通算5年以上通勤する場合のみ記載】

東京23区への在勤履歴を記載してください。 ※ 直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期 間	就業先（会社名等）	就業先住所 （実際の勤務先の住所）
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

※ 東京23区への在勤後、内灘町への移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。
 ただし、当該在勤履歴がある場合、原則、移住支援金の支給対象となりません。

6 【テレワークによる移住者のみ記載】

移住後の生活状況を記載してください。

勤務先名称、部署	
住 所	
勤務先へ行く頻度	(週・月・年) 回程度 / 行くことはない / その他()

7 【関係人口による移住者のみ記載】

内灘町との関わりを記載してください。

具体的な関わり	
移住後の就業	農業 / 漁業 / 畜産・酪農 / その他
上記の確認書類	

8 振込先

金融機関名称		支店名等	
預金種別	1 普通 2 当座 3 別段 4 通知	口座番号	
口座名義			

管理コード（内灘町使用欄）	
---------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

年 月 日

内灘町長

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) いしかわ移住支援事業に関する報告及び立入調査について、石川県、内灘町及び石川県人材確保・定住推進機構から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、内灘町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 移住支援金の申請日から3年未満に、石川県外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 就業（一般）又は就業（専門人材）の場合においては、移住支援金の申請日から1年以内に、就業先法人等を退職した場合：全額
 - エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に、石川県外の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 石川県、内灘町及び石川県人材確保・定住推進機構が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。（石川県、内灘町及び石川県人材確保・定住推進機構は、いしかわ移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。）
- (2) 移住支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、石川県、内灘町及び石川県人材確保・定住推進機構が、住民基本台帳の登録状況等の調査による所在地確認や就業先への調査等による就業状況確認などを実施することに同意します。

（申請者） 住所

氏名

※必ず申請者本人が署名してください。

年 月 日

内灘町長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者名
印

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
メールアドレス	
勤務先名称 (本社、事務所名、 営業所名、工場名など)	
勤務先住所 (就業先の所在地)	
就業年月日 (雇用開始日)	
応募受付年月日 (エントリーシート などを受理した日)	
雇用形態 (いずれかに○をして下さい)	週20時間以上の無期雇用 ・ その他の雇用条件
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 (いずれかに○をして下さい)	3親等以内の親族に該当しない ・ 3親等以内の親族に該当する
プロフェッショナル人材 事業又は先導的人材マッ チング事業を利用してい る場合のみ (いずれかに○をして下さい)	目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、 離職することが前提の（ 雇用ではない ・ 雇用である ） プロフェッショナル人材事業 ・ 先導的人材マッチング事業 (プロフェッショナル人材拠点) (金融機関)

※ 雇用形態の「その他の雇用条件」、勤務者と代表者又は取締役などの経営を担うものとの関係の「3親等以内の親族に該当する」に該当する場合は、移住支援金の支給対象となりません。

※ いしかわ移住支援事業に関する事務のため、石川県及び内灘町の求めに応じて、勤務者の勤務状況などの情報を提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

内灘町長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者名
印

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先の部署の所在地	
移 住 の 意 思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワークの実施時間	週20時間以上のテレワークの実施
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

※ いしかわ移住支援事業に関する事務のため、石川県及び内灘町の求めに応じて、勤務者の勤務状況などの情報を提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

内灘町長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者名
印

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

就業者名		就業者の 生年月日	年 月 日
雇用保険	被保険者 ・ 未加入 加入期間（ 年 月 日～ 年 月 日）		
就業期間 （勤務地ごとに記載して下さい）	就業先名称 （本社、事務所名、 営業所名、工場名など）	就業先住所	
年 月 日～ 年 月 日			
年 月 日～ 年 月 日			
年 月 日～ 年 月 日			
年 月 日～ 年 月 日			
年 月 日～ 年 月 日			
年 月 日～ 年 月 日			

【特記事項記入欄】

第 号
年 月 日

様

内灘町長

いしかわ移住支援事業に係る移住支援金の交付決定兼確定通知書

内灘町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定し、額を確定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 金 _____ 円

○振込予定日 年 月 日

※移住支援金は、移住支援金交付申請書記載の口座に振り込みます。

（備考）

- 1 内灘町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・移住支援金の申請日から 3 年未満に石川県外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・就業（一般）又は就業（専門人材）の場合においては、移住支援金の申請日から 1 年以内に就業先法人等を退職した場合：全額
 - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - ・移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に石川県外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 内灘町移住支援金交付要綱の規定に基づき、いしかわ移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。
なお、報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 移住支援金は、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)の第 34 条に規定される「一時所得」に該当します。そのため、確定申告の際は、本通知書の提示が必要となりますのでご注意ください。
- 4 フラット 35 地方移住支援型の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット 35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット 35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 5 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

第 号
年 月 日

様

内灘町長 印

いしかわ移住支援事業に係る移住支援金の交付決定取消・返還決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知したいしかわ移住支援事業に係る移住支援金の交付決定を、内灘町移住支援金交付要綱の規定に基づき取り消し、返還を求めます。

取 消 年 月 日	
取 消 理 由	

交 付 額	円
返 還 請 求 額	円
請 求 額 の 根 拠	
特 記 事 項	